

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		災害時避難行動要支援者支援制度			
作成（修正）年月日	令和7年10月1日	行政機関等の名称	鎌倉市長	登録番号	165
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民防災部総合防災課	事務区分	☐ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☒ 特定課共通事務⇒	[特定課名] 福祉総務課
個人情報ファイルの利用目的		避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び提供による災害時支援の目的とする			
特定個人情報の有無		☐ 有 ☒ 無	取扱件数	☒ 1,000 件以上 ☐ 1,000 件未満	
記録項目	戸籍的事項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☒ 年齢 ☒ 続柄			
	経歴能力等	☐ 学歴 ☐ 職歴 ☐ 賞罰 ☒ 所属団体 ☐			
	収入資産等	☐ 収入 ☐ 資産内容 ☐ 課税額 ☐ 公的扶助 ☐			
	個人の生活	☒ 家族構成 ☐ 扶養関係 ☐ 住居環境 ☒ 健康状態 ☐			
	その他	☐ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☒ 電話番号 ☐ FAX 番号 ☐ メールアドレス ☒ 個人識別符号 ☐ マイナンバー ☒ 印影 ☐ 口座内容 ☐ 画像 ☐ 服装 ☐ 体型 ☒ 介護			
	要配慮個人情報の取扱い	☒ 有⇒ ☐ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☒ 病歴 ☒ 障害 ☐ 健康診断等結果 ☒ 医師等による指導・診療・調剤	☒ 法令等（名称：災害対策基本法第49条の10、第49条の14） ☒ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
記録範囲		高齢者・障害者・要介護者・支援措置申出者・その他名簿掲載希望者・代理人、親族等、福祉専門職等（個別避難計画作成）			
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☒ 本人以外⇒	収集先 収集の根拠	親族、代理人、福祉専門職等 ☐ 法令等（名称：） ☒ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
個人情報ファイルの利用		保有課名 根拠	別紙のとおり 個人情報保護に関する法律第69条 ☒ 第1項（法令）根拠法令（災害対策基本法第49条の11、第49条の15） ☐ 第2項第1号（本人同意）	個人情報ファイル簿の名称（番号） 別紙のとおり	

	☐ 第2項第2号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）		
収 集 の 時 期	☐ 定期（ 月～ 月） ☒ 随時 ☐ その他（ ）		
記 録 の 形 態	☒ 文書 ☒ 電磁的記録（記録媒体：磁気ディスク） ☐ その他		
電子計算機の処理	☐ 無 ☒ 有（個別システム名：災害時避難行動要支援者支援システム）		
目 的 外 利 用	目的外利用課名		個人情報ファイル簿の名称(番号)
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（ ） ☒ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第2号（上記以外の利用）	
記録情報の経常的提供先	☒ 有⇒	提供先	継続用紙のとおり
		個人情報の内容	記録項目のとおり
	☐ 無	提供の方法	☐ オンライン結合 ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告） ☒ その他の方法（直渡し）
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☒ 第1項（法令）根拠法令（災害対策基本法第49条の11、第49条の15） ☒ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第 号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18-10		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等			
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関	—		

する提案をすることができる期間	
備 考	
継 続 用 紙 使 用	☐ 無 ☒ 有

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 （継続用紙）

個人情報ファイルの名称	災害時避難行動要支援者支援制度
-------------	-----------------

	平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成することが市町村に義務付けられたことを受け、関係部局で保有する該当者情報を収集しようとするものです。 また、同法の改正により、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉専門職等その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以降「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供することについても義務付けられたことを受け、関係部局から収集した情報等を基に作成した名簿情報を避難支援等関係者に提供しようとするものです。ただし、同法により、市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合はこの限りではないと記載があることから、名簿情報を掲載するにあたり、本人に対し同意・不同意について意向確認を行うこととします。
	●個人情報の利用について 収集の根拠：個人情報の保護に関する法律第 69 条（以下、事務の名称後（）内に該当項及び号数を記載）
	（１）保有課名：市民課
	事務の名称：202 住民基本台帳事務（第 1 項）
	（２）保有課名：介護保険課
	事務の名称：348 地域見守り活動事務（第 1 項）
	（３）保有課名：介護保険課
	事務の名称：343 介護保険事務（第 1 項）
	（４）保有課名：障害福祉課
	事務の名称：①身体障害者名簿事務 ②知的障害者名簿事務
	③精神障害者保健福祉手帳交付台帳及び承認通知事務
	④支援費支給事務（第 1 項）